

きたしん創業サポート資金

令和1年10月1日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしん創業サポート資金
ご利用いただける方	・新たに事業を6ヵ月以内に開始するお客さま、または創業後3年以内のお客さま。 ・日本政策金融公庫の「創業関連融資」を受けられるお客さま、または受けているお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。
使いみち	・ 運転・設備資金
融資金額	・ 1, 000万円以内
利用期間	・ 運転資金5年以内 ・ 設備資金7年以内
融資利率	・ 当金庫所定の融資利率を適用させていただきます（付利単位1円）。
返済方法	・ 元金均等返済（1年間元金据置期間のお取扱いも可能です）
保 証 人	・ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき対応させていただきます。
担 保	・ 個別に協議させていただきます。
手 数 料	・ 手数料は融資実行手数料1, 650円（税込）をいただきます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。